



大津市立幼稚園一時預かり事業のご案内

市立幼稚園では、子育て支援の一環として在園児対象の一時預かり事業を実施し、安心してお子さんを預けられる場として、多くの方にご利用いただいております。

一時預かり事業概要

- ◆事業の内容：通常一時預かり事業（保育日に行う預かり保育）
特別一時預かり事業（保育の必要性の認定を受けた園児対象の長期休業中の預かり保育）
- ◆対象：大津市立幼稚園に在園する園児

<通常一時預かり事業について>

- 1 時間：保育終了後から 17 時まで
- 2 実施日：週 5 日（保育日のみ） ※夏季休業中は、半日程度を 5 回実施予定
- 3 定員：1 日 40 名程度
(申し込み多数の場合は抽選になることがあります。)
- 4 料金：1 回 300 円 *但し保育の必要性の認定がある場合は無償
月毎に、翌月 21 日に口座振替を行います。
- 5 申し込み方法
 - ・事前に届出書を幼稚園に提出していただきます。
 - ・緊急に預かり保育が必要になった場合は、園長にご相談ください。



<特別一時預かり事業について>

要件：就労要件（月 6 4 時間程度）妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護 求職活動 他

*保育日の預かり保育

保育日の預かり保育については、通常一時預かり事業と同じです。

（保育の必要性の認定を受けた方は、8 時 30 分～9 時、17 時～17 時 30 分も利用できます。）

*長期休業中の預かり保育

- 1 時間：**8 時 30 分から 17 時 30 分まで**
- 2 実施日：春季、夏季、冬季休業中、週 5 日
春休み・・・年度当初、年度末については協力期間
夏休み・・・職員全員研修日、盆期間は除く
冬休み・・・年末年始は除く
- 3 定員：1 日 40 名程度
- 4 料金：無償 ※但し、事前に保育の必要性の認定手続きが必要です。
- 5 実施場所：在籍園